

武雄市農業委員会

平成28年10月総会議事録

平成28年10月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成28年10月5日(水)
(開会)午前9時00分 (閉会)午前11時15分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者37人 欠席者 一人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		淵 靖 司	○	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義	○	
西 村 元 吉	○		松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次	○	
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千代喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝	○	
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭	○	
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	14件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	18件
議案第4号	農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明について	6件
議案第7号	武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する要領(案)について	
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定に基づく許可の取消しについて	1件

事務局長

ただ今から、平成28年10月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、全員、出席となっております。

在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会長

(あいさつ)

それでは、ただ今から平成28年10月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、議案第1号から議案第7号までとなっておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、18番 境重則 委員、36番 岩橋久美 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局

農地法第4条の許可申請2件及び農地法第5条の許可申請10件中8件については許可がおりております。

以上、報告します。

会長

さっそく議案第1号を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が14件提出されております。この14件の案件について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

会長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この14件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

17番委員

11番、12番は交換分合です。また、13番については生産森林組合の解散するにあたり、長年管理をしていただいている方に譲渡したいとのことです。

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。

議案第1号農地法第3条の規定による14件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による14件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に、議案第2号を議題といたします。

農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されています。

この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、説明が終わりましたが、この件につきましては、去る9月28日に調査委員会A班に調査を依頼しておりましたので、座長の古川委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

平成28年9月28日午後1時00分から調査委員会をA班及び地元農業委員により、農地法第4条の許可申請1件について武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。

主な質疑内容は、①造成高はどうなるのか？という質疑があり、⇒「道路より0.5m高くなります。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりましたので、質疑を開始します。

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につきましては、本委員会としては許可して

も差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につきましても、本委員会としては許可しても差し支えない旨、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第3号を議題といたします。農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請が18件提出されています。この18件につきまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、1番から4番の案件につきましては調査委員会A班に調査を依頼しておりますので、座長の古川委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

議案第3号農地法第5条の規定による申請番号1番の案件について、

主な質疑等の内容は、①申請書が見にくいという指摘があり、⇒事務局より、「申請時に注意し、指導します」という返答がありました。②調査委員会のときは周囲の草刈をしておくように。現場確認がしにくい。⇒事務局より、「今後申請者に指導します。」という返答がありました。③周囲に畑があるが、トラクターが申請地を通っていきけるよう配慮して欲しいという要望があり、⇒「十分に検討します。」という回答がありました。④申請地の乗入れ口は道幅が狭く、通学路でもあるので、造成するときは、事故が起きないように十分注意してもらいたいという意見があり、⇒「十分注意して工事を行います。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による申請番号2番の案件について、

主な質疑の内容は、①南側と造成は同じ高さになるのか？という質疑があり、⇒「協議したいと思います。」という回答がありました。②北側の畦はどうなるのか？

という質疑があり、⇒「草払いをしやすいうように、張りコンにします。」という回答がありました。③ヘリコプターでの農薬散布について承知しているのか？という質疑があり、⇒「了承済みです。」という回答がありました。④申請地に建物を建てる予定はあるのか？という質疑があり、⇒「建物を建てる予定はありません。」という回答がありました。⑤〇〇氏より、許可が下りる前に橋を作りたいという要望があり、⇒「許可が下りてから着工するように。」と委員より指導がありました。⑥（法人名）と申請者との関係は？と質疑があり、⇒「（関係）です。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号3番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による申請番号3番の案件について、主な質疑等の内容は、①調整池はどこに作るのか？という質疑があり、⇒「駐車場の下に作ります。」という回答がありました。②造成高はどれくらいか？という質疑があり、⇒「（法人名）と同じように北側の店舗が高く、南側の駐車場が低くなります。」と回答がありました。③建物は2階建か？という質疑があり、⇒「1階建てです。」という回答がありました。④申請書の周囲の地目が間違っているという指摘があり、⇒「訂正します。今後気をつけます。」という回答がありました。⑤現在の敷地面積はどれくらいか？という質疑があり、⇒「約（面積）です。申請地は約（面積）です」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号3番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による申請番号4番の案件について、主な質疑の内容は、①条件付分譲住宅の条件は満たしているのか？という質疑があり、⇒「武雄市での建設は初めてです。見積書等もすべてクリアしています。」という回答がありました。②水路の幅員が狭いのでは？の質疑があり、⇒「セットバックを行い、申請地側に道路を拡張し、それに伴い既存の道路側溝も移設します。」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号4番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。

調査委員会の報告が終わりましたが、残りの14件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第4・5条及び第5条の規定による18件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号農地法第4・5条及び第5条の規定による18件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第4号を議題といたします。
平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はいありがとうございました。それでは、議案の説明が終わりましたので、議案第4号につきましては、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。
よって、議案第4号平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第5号を議題といたします。
議案第5号農業振興地域内の内、農用地からの除外について農林課から説明をお

願います。

(農林課説明)

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。

議案第5号農業振興地域の内、農用地からの除外について、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号農業振興地域の内、農用地から除外については原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第6号を議題といたします。

武雄市非農地証明願い、6件について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

37番委員

過去に転用申請をし、許可書を無くしたから非農地申請をするということはおかしくないか。

事務局

今後は、申請済については登記までの追跡調査をしたい。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。

議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異

議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第7号を議題といたします。

武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する要領（案）につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございます。それでは説明が終わりましたので、議案第7号につきまして、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第7号の質疑をとどめます。議案第7号武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する要領（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。よって、議案第7号武雄市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する要領（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に報告事項第1号として、農地等形状変更届出がございます。この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、説明が終わりましたのでご意見、ご質問等があれば出していただき

いと思います。

会 長

何かございませんでしょうか。

会 長

なければ報告事項ですので、これでとどめたいと思います。

会 長

次に報告事項第2号として、農地法第5条の規定に基づく許可の取消しについて
がございます。この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、説明が終わりましたのでご意見、ご質問等があれば出していただきたい
と思います。

会 長

何かございませんでしょうか。

会 長

なければ報告事項ですので、これでとどめたいと思います。

会 長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了
いたしました、これをもちまして、平成28年10月の農業委員会総会を終わります。
どうもありがとうございました。